

別表(第3条関係)

補助対象事業			事業の内容	補助対象経費	補助要件	補助率	補助限度額
事業名大区分	事業名中区分	事業名小区分					
商店街 共同事業	商店街 イベント事業	イベント事業	①消費者参加事業 消費者懇談会、モニター制度 ②地域住民交流事業 教室・講習会、コンクール等 ③地域文化交流事業 お祭り、有名市、フェスティバル等	報酬 賃金 報償費 需用費(消耗品費、印刷製本費等) 役務費(広告料等) 委託料(企画・設置)	最低対象事業費 50万円	3分の2以内	1商店街団体につき100万円
		イベントモデル事業	他の先例となるようなモデル的かつ広域的な商店街活性化イベント	使用料及び賃借料 原材料費	最低対象事業費 300万円	50%以内	300万円
	商店街組織 力強化事業	商店街発行プレミアム付商品券支援事業	プレミアム付商品券の発行	プレミアム付商品券のプレミアム分に相当する額	プレミアム付商品券を使用することができる店舗を当該商店街団体に加盟する店舗に限るもの。	50%以内	1商店街団体につき50万円
	商店街イメー ジアップ事業	顧客誘致事業	①商業マップ、パンフレット、タウン誌、ホームページ等の作成(ホームページ以外のものにあつては、新規の作成に限る。) ②カード・スタンプ事業の推進経費	需用費(消耗品費、印刷製本費等) 役務費(広告料等) 委託料(企画)	最低対象事業費 30万円	50%以内	50万円
		C I 事業	①シンボルマーク、ロゴ等のデザイン作成 ②商店街グッズ等の開発研究	報酬 報償費 委託料(企画)		50%以内	50万円
	商店街 スタディ事業	教育研修事業	研修会、講演会の開催	報酬(講師謝礼) 旅費(招へい) 需用費(教材費) 委託料 使用料及び賃借料(会場)	市内において自ら主催し実施するもの。	20%以内	50万円
		体験研修事業	研修会、講演会等への派遣	旅費 負担金		50%以内	10万円
	商店街ブラン ニング事業	調査研究事業	①現状把握・消費者ニーズ調査、指導・診断事業等 ②イベントの企画、駐車場の有効活用等 ③スタンプ事業、情報化、リサイクル等の検討	報酬 賃金 報償費 旅費(招へい) 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料(会場)	調査費 報告書作成費に限る。	50%以内	50万円
		計画策定事業	商店街改造、環境整備等のまちづくり計画策定 (調査、報告書作成、協議会等開催運営)	報酬 賃金 報償費 旅費(招へい) 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料(会場)	計画の策定から数年以内に事業実施が見込まれること。	50%以内	200万円
	商店街センス アップ事業	アートストリート 推進事業	年間3回以上連続して行われる、文化性の高いイベント ①音楽 ②演劇 ③ストリートギャラリー ④その他	報償費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費		30%以内	100万円
国際交流推進事業		①提携調印、親善訪問、招へい等の人的交流の経費 ②物産展、作品展等の物的交流の経費 ③シンポジウム、講習会等の情報交流の経費	報償費 旅費 需用費(印刷製本費、会議費等) 役務費(海外通信費) 使用料及び賃借料	外国商店街と提携している商店街。当該年度予定を含む。	30%以内	100万円	
空き地空き店舗活用事業	空き地活用事業	商店街の空き店舗又は当該店舗用地を、共同して商店街高度化施設助成金の対象施設、店舗又は展示場として活用する事業	使用料及び賃借料	商店街が賃借により空き店舗を共同施設等として整備し、又は借地により当該店舗用地に共同施設等を設置し利用するもの。ただし、駐車場及び駐輪場は除く。	20%以内	1カ所につき24万円で、3カ所を限度とする。	
	誘致事業	商店街の空き店舗等(新築物件を除き、当該店舗等において現事業主と異なる事業主が事業を営むこととなる事実を市長が確認できるものを含む。以下同じ。)に、個人・団体の出店を誘致する事業	店舗内外改装等に係る経費、 備品購入費及び広告料	1 商店街が誘致した団体、個人が空き店舗等を、所有者から借り受け、新たに店舗、事業所等を開設するものであり、店舗等の内外装に係る経費が補助対象経費の2分の1以上であること。 2 商店街が誘致した団体、個人が次に掲げる要件の全てに該当すること。 (1) 商店街団体の活動に積極的に参加すること。 (2) 初めて商店街活性化事業を活用して誘致される個人・団体であること。 (3) 空き店舗等の所有者と補助事業者が同一の人物ではないこと。 (4) 空き店舗等の所有者と補助事業者が2親等以内の親族又は法人及びその役員ではないこと。 (5) 大分商工会議所が実施する経営サポートを受けること。 3 商店街が誘致した団体、個人が次の各号のいずれにも該当しないこと。 (1) 本市の市税を滞納している者 (2) 本市以外に居住する個人である場合は、その居住する市区町村の市区町村税を滞納している者 (3) 法人である場合は、次に掲げる市区町村の市区町村税を滞納している者 ア 法人の本店の所在地である市区町村 イ 本市における事業を統括する支店等の所在地が本市以外の市区町村である場合にあっては、当該支店等の所在地である市区町村 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者 (5) 次のいずれかに該当する事業を営み、又は営もうとする者 ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める営業に係る事業 イ 一の建物であつて、その建物内の店舗面積(大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積をいう。)の合計が1,000平方メートル以上の小売店で行われる営業に係る事業 (6) その他市長が不適当であると認める者	50%以内	100万円	
駐車場管理運営事業	設置事業	来街者駐車場又は駐輪場を設置するため、借地又は賃借する事業	使用料及び賃借料	①主として顧客が無料で利用するもの。 ②駐車台数5台以上、駐輪台数50台以上。 ③既に整備されているものを賃借する場合は、賃借期間が1年以上。	20%以内	自動車は1台、自転車は10台につき72,000円、自動車は10台、自転車は100台を限度とする。	
	利用促進事業	商店街周辺の企業等より、土、日及び祝休日の利用されていない駐車場施設を借り受け、管理・運営し来街者に開放する事業	人件費 需用費	管理運営は商店街が大分市商店街連合会を通してシルバー人材センターに委託する。総事業費から収入(駐車料金)を引いた額に不足額が生じた場合にその不足額を補助する。		1箇所につき50万円	
広域共同事業			市内複数商店街による先進的な共同事業	需用費(消耗品費、印刷製本費等) 役務費(広告料等) 委託料(企画) 備品購入費 事業に係る経費	複数の商店街等が顧客サービス向上を目的とした事業を実施する場合、事業開始年度より3年度に限り助成する。	50%以内	300万円(ただし、事業効果に継続性が認められる場合は前年度補助額の70%を限度額とする。)

備考

1. 商店街共同事業(商店街イベント事業及び商店街組織力強化事業を除く。)、前回の補助金の交付年度から2年度(商店街イメージアップ事業の顧客誘致事業に係るホームページの作成にあつては、5年度)を経過していないものについては、補助の対象にしない。
2. 補助対象経費のうち、国等からの補助を受けた額を減じて得た額を補助の対象とする。
3. 「プレミアム分」とは、商品券として使用することができる金額と当該商品券の購入に要する金額との差額に相当する額をいう。
4. 商店街組織力強化事業を複数の商店街団体により実施する場合の補助限度額は、50万円に当該参加する商店街団体の数を乗じて得た額とする。